

**令和2年第3回七戸町議会
決算審査特別委員会
会議録（第3号）**

- 招集月日 令和2年 9月03日
○開議日時 令和2年 9月10日 午前10時00分
○閉会日時 令和2年 9月10日 午前11時26分
-

○出席委員（15名）

委員長	附田俊仁君	副委員長	向中野幸八君
委員	中野正章君	委員	山本泰二君
委員	二ツ森英樹君	委員	小坂義貞君
委員	澤田公勇君	委員	唘清悦君
委員	岡村茂雄君	委員	佐々木寿夫君
委員	田嶋輝雄君	委員	三上正二君
委員	田島政義君	委員	白石洋君
委員	盛田惠津子君		

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

議長 瀬川左一君

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	高坂信一君
総務課長	中野昭弘君	支所長 (兼庶務課長)	小山彦逸君
企画調整課長 (兼地域おこし総合戦略課長)	田嶋邦貴君	財政課長	金見勝弘君
会計管理者 (兼会計課長)	原田秋夫君	税務課長	附田敬吾君
町民課長	原子保幸君	社会生活課長	澤山晶男君
健康福祉課長	井上健君	商工観光課長	附田良亮君
農林課長	鳥谷部勉君	建設課長	氣田雅之君
上下水道課長	仁和圭昭君	教育長	附田道大君
学務課長	鳥谷部慎一郎君	生涯学習課長	田中健一君

世界遺産対策室長	甲 田 美喜雄 君	中央公民館長	高 田 博 範 君
南公民館長 (兼中央図書館長)	高 田 美由紀 君	農業委員会会長	天 間 俊 一 君
農業委員会事務局長	三 上 義 也 君	代表監査委員	野 田 幸 子 君
監査委員事務局長	天 間 孝 栄 君	選挙管理委員会委員長	新 館 文 夫 君
選挙管理委員会事務局長	原 子 保 幸 君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局 長	天 間 孝 栄 君	事務局 次 長	鳥谷部 伸 一 君
-------	-----------	---------	-----------

○会議を傍聴した者（3名）

○会議の経過

○委員長（附田俊仁君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は14名で、定足数に達しております。

したがって、決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより、9月9日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

本日の審査日程は、お手元に配付したとおりです。

これより、9日に引き続き、令和元年度七戸町一般会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

186ページ、9款1項1目常備消防費から、195ページ、10款1項6目町費負担臨時教員費まで、発言を許します。

10番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 193ページ、10款1項2目19節の中部上北広域事業組合負担金、これ1億300万円ということになっているのですが、前年度を見ると1億4,000万円ということで、前年度よりも4,000万円ほど安くなっているのですよね。それで、中部上北広域事業組合の負担金とかというのは、これ、その年によって、こんなに違うものですか。

○委員長（附田俊仁君） 学務課長。

○学務課長（鳥谷部慎一郎君） 佐々木委員の質問にお答えいたします。

中部上北広域事務組合の負担金が、平成30年度決算と令和元年度決算と比べると、4,000万円ぐらい減額になっていると。その理由につきましては、平成30年度に学校給食センター、新たに建設されております。平成30年度の負担金の中には、新しい施設開設に伴う消耗品費280万円、備品購入費1,400万円、また外構工事費2,660万7,000円、そちらのほう平成30年度の負担金に上乗せされて、30年度の負担金が例年より多かったということで、令和2年度は通常の給食センターの管理運営費の負担金ということで、平成30年度と令和元年度を比べると、約4,000万円ほどの減額となっております。

以上でございます。

○委員長（附田俊仁君） よろしいですか。

ほかにございますか。

2番委員。

○委員（山本泰二君） 192ページの10款1項4目外国語指導助手招致事業費、これが82万円ほどの減額になっています。この理由は、多分ALTの増減によるものだと思いますけれども、それに対する対応はちゃんとできているのでしょうか。

○委員長（附田俊仁君） 学務課長。

○学務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

A L Tにかかる費用は、2名分、1年間で見えておりましたが、その費用が減額になったと。理由につきましては、9月で満了するはずのA L Tが、1人任期満了前、5月に帰国したいということで、1人になりました。急遽ではありますが、またちょっと期間空きましたが、9月から新しいA L Tをすぐに採用できたということで、この減額につきましては、欠員になった部分の、主に人件費等の減額ということになります。

以上です。

○委員長（附田俊仁君） よろしいですか。

ほかにございますか。

7番委員。

○委員（听 清悦君） 195ページ、10款2項1目13節学校用務員業務委託料、スクールバス運行業務委託料の2点について伺います。

（「まだ。次」と呼ぶ者あり）

次ですか。すみません。

○委員長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（附田俊仁君） 次に、194ページ、10款2項1目学校管理費から、201ページ、10款3項3目学校建設費まで、発言を許します。

7番委員。

○委員（听 清悦君） 先ほど言ったページ、195ページの学校用務員業務委託料とスクールバス運行業務委託料について伺います。条例で随意契約をする場合、金額それぞれ書いてあるのですけれども、高いので130万円、明らかに1,000万円超えていますので、その場合、契約担当者とは随意契約をしようとするときは、契約書案はその他見積りに必要な事項を示し、特別な理由がある場合を除き、2人以上から見積書を徴するものとするところではありますが、用務員とそのスクールバスに関しては、実際何者からほかに見積りを取っているのかということと、概算で構いませんけれども、どれだけの違いがあったのかを伺います。

○委員長（附田俊仁君） 学務課長。

○学務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

用務員の業務委託、スクールバスの運行委託につきましては、南部縦貫鉄道1者からの見積り徴収ということで、1者で随意契約しています。なお、1者でやる、先ほど委員おっしゃったとおり、特別な事由がない限りは2者以上から見積りを徴収するということはありませんけれども、一般質問でも町長からも答弁ありましたが、地元の企業、まずは雇用の確保をしたいということで、民間のバス運送業者等からも実際見積りを取っておりますが、実際、単価的には〇〇〇高い金額になるということで、その辺も当然調査しながら1者随契ということにしております

以上です。

○委員長（附田俊仁君） 7番委員。

○委員（听 清悦君） 私も見積りをお願いする場合もあれば、お願いされる場合もあるわけですが、建設課がこの前、町営住宅の入札で予定価格出したのに対して、一番安い金額出したところでも98%ぐらいのところでは落札しているという、そのたった2%の間に3者がほぼ似たような金額で見積りを出してきていると。積算しているというのを考えた場合に、そのバスの運行業務とか、2倍、3倍というのは、本当にそれ、見積りと言えるのかというところがあって、これ学校給食センターも同様で、ほかの業者が、南部縦貫が8,000万円なのに対して6,000万円を出したのが、その仕様書なり、見積りを作るための前提のところはしっかりしていなかったというところで差が出たということなのですけれども、2倍、3倍とかという金額になると、本気で見積りを出してきてくれるのかなという気がするわけです。自分も見積りをお願いするときには、金額次第でほかよりも有利な、安ければそちらと契約するという意志が伝われば、相手も真剣に見積りを作ってくると思うのですけれども、どちらにしても自分のところと契約する気がないのだから、別に2倍、3倍の見積りでも出しておけということになってないのかなと思っています。果たして、それで競争性を導入といっても、いつまでたってもそのライバルとなるような会社に近いような金額を出せているかどうかの検証もしにくいのではないかと思います。これはもう過ぎたことですが、一般質問でもしてしますので、その辺、その見積りというのは、仕様書よりも本当にその見積りで出してくれた金額次第で、確実に仕事を発注する、契約しますよというのが相手に伝わらないと、今みたいに忙しいときに、どうせ契約する気もない見積り依頼来てますけれどもどうしますかと言われれば。頼むほうも頼みにくいとは思っています。ですから、今実際、ほかの見積りも取って見たとは言ってますけれども……。

○委員長（附田俊仁君） 休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○委員長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

7番委員。

○委員（听 清悦君） 特別な理由があるので、特に1者随契でいいということなのですが、それでも参考として、ほかの業者から見積りを取っているということですが、それはどういう依頼の仕方をして、実際、それにしっかり答えてくれる業者、あったとは思いますが、どういう依頼の仕方をしているのか伺います。

○委員長（附田俊仁君） 学務課長。

○学務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

当然、南部縦貫と契約する際には、こちらのほうで仕様書等を作成します。その仕様書を同じように、バス輸送を中心にやっている業者に、同じような条件で見積書のほうの提出をお願いしております。

以上です。

○委員長（附田俊仁君） 12番委員。

○委員（三上正二君） 今の件なのですけれども、町長が言ったと。地元業者を助ける意味合い、雇用守るためと。でも、2倍、3倍も違うということが、もし、出しているといっても、これは同じことだけれども、言い方、捉え方の違いですよ。町委員の言ったみたいに、2倍、3倍って本気で出しているって。嘘だとは思わない。そのとおりだとするならばですよ、町長、2倍、3倍もする形を2分の1、3分の1も安くして、地元業者からといって随意契約という名のもとに、叩いてやっているということなのだよ。そういう捉え方、しないの。いい。随意契約、安いから随意契約してますと。でも、入札かけると、よその業者が2倍、3倍になりますと。随意契約というのは、相手にすれば、交渉で決まるわけだ。ということは、地元の業者を守るためといいながら、2分の1、3分の1、裏から見れば、見積書から見ると、2分の1、3分の1の単価で決めているということなのだよ。そうならない。そうすれば、地元の業者を守る、雇用を守るというよりも、逆にいじめているということなのだよ。それはどういう認識しているの。言っていること分かる。今、あなたの答弁の中で、2倍、3倍と言ったのだから。ということは、地元の業者を守ると言いながら随意契約した、これでやっていけるといっているのは、普通で決める見積りよりも2分の1、3分の1の値段でやらせているということなのだよ。答弁取り消さないの。これでいいの。

○委員長（附田俊仁君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時14分

○委員長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

学務課長。

○学務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

私の説明が不適切であったということで、先ほどの答弁のほうは取り下げさせていただきたいと思います。

三上委員の地元業者に安く発注しているのではないかという御指摘ですけれども、スクールバス等においては、登下校だけではなくて、学校行事や部活動の、土日等もございますので、そちらのほうで……。

（「それはいい」と呼ぶ者あり）

はい、以上です。

○委員長（附田俊仁君） 12番委員、いいですか。

7番委員。

○委員（町 清悦君） 毎回、私の一般質問、しなくてもいいようにしたいなとは思っているのですけれども、地の利といいますか、地元業者のほうが強いところは何かという、はっきり言って、どの業務委託でも人件費が大きいと思うのですけれども、従業員が

職場に、どの距離から通うかというところが大きくて、七戸町の職場に、例えば東京の大手が仕事取りに来たといっても、では東京から毎朝新幹線で通勤させてまでこの仕事取るかといったらあり得ない話で、ですからそういう意味でも価格競争力というのが、従業員がほかの会社の給料よりも安くても、それでも同じぐらいの生産している、あるいは1人でもっと生産しているという部分を考えて、決して南部縦貫が、例えば入札だとかプロポーザルで、バスに関しては負けるとは思えないのですけれども、むしろ競争の中で勝つほうに支援すると。実力で、ちゃんとプロポーザルないし入札で、きっちり実力で落札して、誰からも言われぬように堂々と。なおかつ、経営者ですから、仕事取るには利益も狙いますから、ほかの業者よりも安い価格でいて、なおかつ利益を最大限出せるぐらいの金額というのを、これがやはり社長の責任というか、一番重要なところで、もう私は、そういう形に持っていくべきではないのかなと思っています。ですから、そういったあたり、私よりも担当の課長なり町長のほうが情報を持っていると思うので、支援の仕方は、実力で仕事を取れるような方向で支援しながらと思っています。ここは、競争しても取れるのではないのかなと思ったので、質問しました。意見でいいです。

○委員長（附田俊仁君） ほかにございますか。

2番委員。

○委員（山本泰二君） 196ページ、10款2項2目教育振興費、この11節需用費700万円少しですね、このあたりの説明をお願いいたします。

○委員長（附田俊仁君） 需用費の内訳ということでよろしいですか。

○委員（山本泰二君） そうですね。

○委員長（附田俊仁君） 学務課長。

○学務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

平成30年度から比較しまして、約500万円ほど決算額のほう増えております。こちらの要因といたしましては、小学校の指導要領が今年度から改訂されて、新指導要領に伴った授業を始めております。それに伴って、教職員用の教科書、また指導書のほうも全面的に改訂されておりますので、そちらのほうを消耗品として購入して、約500万円ほど増額となっております。

以上でございます。

○委員長（附田俊仁君） 2番委員、よろしいですか。ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（附田俊仁君） 次に、200ページ、10款4項1目社会教育総務費から、209ページ、10款4項4目中央図書館費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（附田俊仁君） 次に、208ページ、10款4項5目文化施設管理費から、219ページ、10款5項3目中央公園管理費まで、発言を許します。

2番委員。

○委員（山本泰二君） 208ページ、10款4項8目コミュニティー推進費ですが、この内容を説明していただきたいと思います。

○委員長（附田俊仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田嶋邦貴君） お答えします。

まず、コミュニティー推進連絡協議会の12万912円ですけれども、これは七戸町の町内会を中心に連絡協議会を設置しておりまして、春の川の清掃だとか、そのときのごみの費用の分になったりとか、会議費とかに当たっております。

次のページのコミュニティー助成事業補助金でございますけれども、こちらのコミュニティー活動の事業のための助成事業というものが県の事業にございまして、上限が250万円です。これに対して、各町内会、あるいは各分館から要望等取りまして、それで提出して、毎年七戸には大体一つ当たると、当たるといいますか、確定されている事業でございます。ちなみに、去年は、31年度は上川目町内会ということでございます。

以上です。

○委員長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（附田俊仁君） 次に、218ページ、11款1項1目現年災農地農業用施設災害復旧費から、225ページ、14款1項1目予備費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（附田俊仁君） それでは、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

2番委員。

○委員（山本泰二君） 210ページ、10款4項9目文化財保護費ですね、ここの1,900万円の増額の分の内容について説明いただきたいと思います。

○委員長（田嶋輝雄君） 世界遺産対策室長。

○世界遺産対策室長（甲田美喜雄君） それでは、山本委員の質問にお答えしたいと思います。

210ページの補正予算額が1,900万円ほど上がった理由ですけれども、主な理由としましては、仮称二ツ森貝塚縄文資料館整備工事費の増になります。こちらのほう、当初予算で4,098万1,000円を計上しておりました。平成30年度におきまして、改修工事に係る実施設計をやっておりましたけれども、当初予算の編成時には、概算でしか出せなかったわけですけれども、実施設計が2月末に終わった段階で不足が生じるということが分かりました。それで、6月補正のときに1,850万7,000円を計上して必要額を確保し、発注したところであります。この部分が主な増になりますけれども、改修工事に伴う様々な付帯工事のようなものもあります。この中で申し上げますと、委託料のほうにありますWi-Fiの設置業務委託料であるとか、工事費のほうにあります通信設備配管工事だとか、通信回線整備工事、このようなその他もろもろの工事費が追加で必要になったということで、全体としましては、当初予算に比べて1,900万円ほどの増と

なっております。

以上です。

○委員長（附田俊仁君） よろしいですか。

○委員（山本泰二君） もう一つ。

○委員長（附田俊仁君） 2番委員。

○委員（山本泰二君） 114ページ、10款5項2目体育施設費、ここが800万円ほどの減額になっています。この内容について説明いただきたいと思います。

○委員長（附田俊仁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中健一君） お答えいたします。

10款5項2目体育施設費が800万円ほど減額補正されているということですが、主なものとして、新体育館の実施設業務委託費のこの業務内容の見直しと見積り入札により減額、ほかに施設費の光熱水費の減額が実績によって減額になったということで、ほぼこの金額となっております。

以上です。

○委員長（附田俊仁君） ほかにございますか。

12番委員。

○委員（三上正二君） しつこいようで申し訳ありませんが、159ページのローズカントリーの件、6目13節かな。昨日もお聞きしたのですが、町長の答弁でもありました、なかなかこれ、コロナの関係で、花きなんていうものはなかなか売れないと。もし仮にそうだとしたなら、全ての事業とかイベントもコロナの影響で全て中止ですよ。もし仮にこれ、普通の、私も小さいながら会社やっていますけれども、もしどうしても客が来ないとするならば、休むという形のものもあり得ると思うのですよね。例えば、生産部門とこの販売部門とあるでしょうけれども、もしこれが例えば半分でも3分の1でも3分の2でも、営業止めないとするならば、そういう形でやった場合は、この指定管理料の2,000万円弱くらいもらって、それでもなおかつ72万円の赤字なのです。これ、金額にすれば、それやったら大したことないかもしれませんが、でもゼロとマイナスとプラスでは、1円でも2円でも違うのでしょうか、その辺のところは、もし仮にそういう対策したならば、これ農林課長のほうが分かるのかな、どれぐらいの差額が圧縮になったのでしょうか。

○委員長（附田俊仁君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部勉君） お答えいたします。

三上委員のおっしゃっていることは、多分、厚生労働省がやっている休業保障の関係であると思われませんが、一般的には6割の休業補償ということでスタートしておりましたけれども、実際に休業特別支給金等の20%割増しというのもありますので、仮に今現在、ローズカントリーの人件費でございますが、総支給額から月割りした感じでは、約200万円前後の人件費となっております。この休業保障の対象となる金額は、118万円ぐら

いと。それから80%の金額を計算しますと、大体93万円から94万円ぐらいの休業保障費が入ってくるというふうな計算になります。それをローズカントリーのほうに当てはめると、ローズカントリー指定管理料の中には、指定管理をする上で必要人件費、今約9名から10名という人数で働いておりますけれども、その半分ほどは給与は指定管理料の中で保障しておりますので、それは仮に休んだとしても、休業保障の対象にならないということでございますので、実際に対象となるのは、この90万円前後の金額の約半分ぐらいの金額であろうと思われま。

以上でございます。

○委員長（附田俊仁君） 12番委員。

○委員（三上正二君） とすれば、純資産で33万円の赤字、全体の中で72万円ですよ。そうすると、中身の経営云々ではないのですよ、これ。副町長。もし、あなたがあそこだけでぬくっている人であれば、理事会で決定してますよ。理事長、あなたですよ。技術とか、人の配置がどうのこうのということではないのですよ。だけれども、あなた、役場の副町長して、全てのイベントとかそういうのは、全部これだけ止まっているというのは、当然担当者だから分かってますよね。なぜ、そのトップである理事長が、その理事会で決めているのでしょうかけれども、あなたは何でそれを休むという形を取れなかったのかね。どういう考えの元であなたはあそこを考えていたのかね。これ、たったこの分なのですけれども、さっきも言ったとおり、マイナスになるとプラスになるとかゼロとか、全然意味違うのですよ。

○委員長（附田俊仁君） 副町長。

○副町長（高坂信一君） お答えいたします。

恐らく今、三上委員の御質問は、この決算ではなくて、今年のコロナの関係と。それに伴う考え方。ではなくて、これまでですか。

○委員（三上正二君） もう1回言います。

○委員長（附田俊仁君） 12番委員。

○委員（三上正二君） あなた言っていることね、自分じゃないと思って、他人ごと、農林課だと思って適当に聞いていたと思うけれども、今ね、現在、あなた、決算の形の中でいけば、もしそういうことで考えたならば、どういうことになりますかと。だから、あなたの経営、理事長としての考え方そのものはどういう考え方でやっていますかということを知っているのですよ。数字は農林課のほうでいいのよ。あなたじゃないから。

○委員長（附田俊仁君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○委員長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

ほかにございますか。

1番委員。

○委員（中野正章君） 164ページ、1項13目鳥獣被害対策費、報酬の部分の13万幾らあります。七戸地区、天間林地区、それぞれの人数とこの報酬の体系を教えてください。

○委員長（附田俊仁君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部勉君） お答えいたします。

報酬につきましては、年報酬と実際に熊出没等により出るものがございます。出動状況の報酬でございますが、全部で98件、1日2,000円計算でございます。

あと、熊が出没して、一定箇所、同じ場所に出ている場合は、わな等の設置もしておりますので、1日見回り等必ずしなければならないので、その見回りということで1日1,000円の計算で、25回出動しております。

あと、年報酬5,000円、それから1日2,000円報酬の計算根拠でございますが、1日2,000円というのは、消防の消防団員の1日出動を参考に、先例で行っている十和田市の年報酬等を参考にしながら5,000円と定めているものでございます。

以上でございます。

○委員長（附田俊仁君） 1番委員。

○委員（中野正章君） もう一つ、その備品購入費のところの熊捕獲用わなあります。七戸地区でも天間林地区でも、今まででもわなはあったと思いますが、これはどちらに何基のものですか。

○委員長（附田俊仁君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部勉君） お答えいたします。

これは、どちらにということではなくて、町がわなを作って保有し、熊の出現状況に応じてわなを仕掛けるものでございます。従前であれば、重い大きいわなを所有して使っておりましたけれども、近年ではドラム缶を二つ半ほどつないだものでも対応できるということで、安価ではございますが、安全上問題ないということで、そのわなのほうを今は使っております。

以上でございます。

○委員長（附田俊仁君） 1番委員。

○委員（中野正章君） 先ほど質問した中で、七戸地区に何人、天間林地区に何人というところが抜けていたように思いますが。人数です。

○委員長（附田俊仁君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部勉君） 隊員数だと思いますが、ちょっと今手元に資料がございませんでしたので、後で報告いたしたいと思います。申し訳ございません。

○委員長（附田俊仁君） 1番委員。

○委員（中野正章君） これで最後にしますけれども、まず人数は七戸地区で十数名、天間林地区で10名以下だと思うのですけれども、高齢化が非常に進んでおります。最高齢で八十後半、若い人はまず入ってこないし、辞める人だけがあって、そういう中で、なか

なか状況が難しいというのは、ここ数年というか、前から分かっているとおりです。これについて、やはりある意味職員にも免許を取らせてというか、例えばわなの免許を取らせてとか、そういうのもあり得るのかなとは思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

確かに高齢化ということで、ハンターが少なくなってきております。今、狩猟の免許もかなり日数もかかるし、難しいということも伺っておりました。だんだんだんだん少なくなってくれば、これは大変なこと、もちろんわなを仕掛けるにも、それもまた免許が必要ということだそうで、取る人は少なくなるし、熊は増えてくるしと。もし、その辺の状況をよく踏まえて、必要とあれば、何らかの助成をしたりと。これもやはり考えなくてはと、ふだん、実は決裁するときに考えていました。ただ、職員となると、これは、すぐその場に行って用が済むという代物ではないということがありますので、なかなか実態には合わないと思いますが、一般の方々、特に若いの方々、そういう意欲のある人については、何らかの助成措置、あるいはまた出動手当みたいな、それもまた非常に安いのですよね。いろいろ考えないと、今度はそういう被害が大きくなるということも考えられますので、今後の検討課題とさせていただきます。

○委員長（附田俊仁君） ここで、先ほどの答弁漏れの回答をしたいということですので、農林課長。

○農林課長（鳥谷部勉君） 実際の数でございますが、七戸地区は19名、天間林地区は7名の26名で対応しております。また、高齢化ということでございましたが、今年度、七戸地区でございますが、1名ほど若い方が加入されました。

以上です。

○委員長（附田俊仁君） 1番委員、よろしいですか。

5番委員。

○委員（小坂義貞君） 関連です、今の。今、鳥獣、隊員の報酬、13万二千幾らですか。これは効果は、実績はどういうふうな、何頭とか、そういうふうな効果が出ているのですか。

○委員長（附田俊仁君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部勉君） お答えいたします。

令和元年度でございますが、目撃情報は16件ございました。捕獲頭数は5頭となっております。ちなみに、その30年度でございますが、目撃情報は10件、捕獲頭数は3件。今年に限っては、もう既に19件の目撃情報となっております。捕獲については3頭、今のところ捕獲しております。

以上でございます。

○委員長（附田俊仁君） 5番委員。

○委員（小坂義貞君） まず、その効果が出ているということは分かりました。よその地

区というか、弘前の嶽地区ですかね、嶽きみ、そこでかなり猿とかいろいろな駆除が出ている。やはりうちのほうも、これからそういうふうな感じが出てくると思うのですね。自然の破壊とかいろいろな問題で。こういうのは、目撃しただけでなく、少し予算をプラスして、もっと効果が出るように、そういうような考えはないのですか。

○委員長（附田俊仁君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部勉君） お答えいたします。

熊の目撃ですが、定期的にデントコーン等に出るところと、熊本来の縄張りでの見回りといいますか、巡回といいますか、熊が回っている段階での目撃というのの2パターンがございまして、ある一定箇所に餌を取りに来るというのについてはわなを仕掛けて一生懸命捕獲するように努力しておりますが、熊の縄張りの巡回での目撃というのは、そこに罠を仕掛けても、次回ってくるのが1か月後とか2か月後とかという状態もございまして、その段階ではちょっと捕獲が厳しいという状況でございます。幸いなことに、我が町では熊が目撃されてそこにとどまるという事例はなかなか出ていない状況でございますが、今後、今年ももう既に19件の目撃ということでもありますので、隊員の方にはちょっと報酬等は厳しい状況でございますけれども、ボランティア精神も発揮していただいて巡回を強化してもらっているような状況です。なので、報酬当初の予算額では、多分、ちょっと目撃が多すぎるので、今後補正をさせていただきたいと考えているところでございます。

○委員長（附田俊仁君） いいですか。

ほかにございますか。

7番委員。

○委員（呷 清悦君） 今の件で町民から要望受けているのがあります。というのは、防災無線で熊が出たという放送しても聞こえないという人がいて、これやはり、私が前から言っていたみたいに、十和田市民ではないのですけれども、駒らんメール受信できるようにしているのですけれども、十和田は熊の目撃情報が、どこで何時にこういった目撃されましたというのが、メールで、文字情報で正確に分かるのですけれども、ぜひ七戸もそういうふうにはできないかという要望受けていますので、これまでも何回か要望はしてきてますけれども、検討していただきたいと思います。

○委員長（附田俊仁君） 総務課長。

○総務課長（中野昭弘君） 今の件でございますが、防災無線がたまたま外で仕事をしていて聞こえなかったというときの対処でございますけれども、今、スマホでも今無線で流れた内容を聞くことができるようになっていきます。なので、それはもう、熊の放送が聞こえなければどうしようもないのですが、外にいて、例えば防災無線のチャイムが聞こえたのだけれども、何言っているか分からないというときは、そこに電話すれば、今流れた内容が電話で聞けるということになっております。

同じように火事、中部の管内で火事があった場合にも、今電話番号、ちょっと頭にあり

ませんけれども、電話すれば、どこどこ地区で火災ですという情報は聞けるようにしてま
す。

○委員長（附田俊仁君） ほかにございますか。

7番委員。

○委員（昕 清悦君） 137ページ、3款1項7目19節町社会福祉協議会補助金3,953万3,000円、約4,000万円の内訳を聞いたら、7人の職員の人件費ということ
を伺っています。一般質問でもしたように、社協の年会費1,000円の総額というの
が400万円弱ということで、自分がよかれと思って提案した400万円ぐらいのもので
あれば一般会計で、これまとめて何かしら補助金か何かでも必要なの出してしまったらと
いう話をしたら、法律に違反しているというので、初めて、憲法第89条、というのを見
ました。けれども、その憲法第89条もいろいろ問題があるみたいで、ちょっと読んでみ
ますね。「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維
持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育又は博愛の事業に対し、これを支出し、又
はその使用に供してはならない」ということで、社協はこれでいうと、その慈善団体に該
当することで、会費については税金から出してあげることができないという意味だったと
思いますけれども、人件費以外でもし出せるのであれば、財政的に余裕があれば、商工会
なんかでも、今年コロナで会費を免除というのをやっているところもあるので、そういう
方法もあるのではないのかなと思いますけれども、質問まとめると、この補助金という
出し方で、人件費以外にも出せるかと思うのですけれども、その認識でいいのか伺いま
す。人件費でしか出せない理由があれば、何か。

○委員長（附田俊仁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 健君） お答えします。

今委員がおっしゃられた3,900万円ほどの補助金ですけれども、これは町が社会福
祉に貢献している事業のことで、事業費ではなくて人件費、それに賛同して、人件費を歳
出しているという補助金になります。ですので、ほかの名目であれば、補助金に対して、
ほかの名称なりで補助金が出るのかどうか、ちょっと分からないので、その辺は私のほう
で分かりません。

○委員長（附田俊仁君） 7番委員。

○委員（昕 清悦君） この憲法というのは問題になっているというのは、今回答弁も
らって初めて知ったのですけれども、コロナでいうと、皆さんもニュースでトランプ大統
領がもうWHOの対応に問題があったということで、4分の1分担金出しているので次か
ら出さないといったニュースがあったと思うのですけれども、その後、実は日本が臨時で
177億円とかお金を出しているということがあったので、全然気にしてなかったのです
けれども、それも実は憲法第89条にそのまま該当して違反になるのか、それができるぐ
らいであれば、赤十字で働いている人の補助金の分ということで、先に出して、七戸町か
らはその部分で大分協力をもたらしているということで、ほかは寄附金を求めないというこ

ともできるのではないかなと思いました。自分は、ここはちょっと検討中ですけれども、それも可能なかどうか。分からなければ分からないでいいです。

○委員長（附田俊仁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 健君） 今のところ確実な答弁ができないので、分からないという答えになります。

○委員長（附田俊仁君） ほかにございますか。

8番委員。

○委員（岡村茂雄君） すみません。私もちょっと不勉強で。

実は、明日の意見書の提案のことで、ちょっと決算書見てみたのですけれども、収入の中に、89ページですが、臨時財政対策債2億1,700万円ありますね。また最後のページ、226ページに実質収支に関する調書見ますと、1億5,500万円ほど基金に積立てすると、こういうふうになっていますけれども、私の感じるところは、臨時財政対策債は、基準財政需要額が赤字になった場合に借金できるものと解釈しておりましたのですが、2億円借金して1億5,500万円基金積立て、これどういう仕組みなのか、その辺ちょっと説明いただけませんか。

○委員長（附田俊仁君） 財政課長。

○財政課長（金見勝弘君） お答えをいたします。

まず、臨時財政対策債に関しては、これは、本来は交付税で措置されるべきものを国の財政計画に基づいて、交付税としては公布できませんよと。ただし、地方自治体において、予算の段階で必要であればその枠を示されまして、それを借入れする制度でございませぬ。この借りたものは当然無利子で、後年度、今度は交付税によって交付される仕組みとなっております。それともう1問は、226ページの実質収支に関する調書での歳計剰余金に関しては、翌年度に繰り越すもの以外のものは財政調整基金であったりとか減債基金、そういったものの積立てが法律によって定められております。町といたしましては、財政調整基金と、あとは庁舎の建設基金のほうにも積立てを、元年度の剰余金に関してはしております、翌年度の繰越しとして1,000万円程度予算化しております。

以上でございます。

○委員長（附田俊仁君） 8番委員。

○委員（岡村茂雄君） 借金して、それを積立てするのはいいのかなという、一瞬感じたものですから、何か聞いたらそれが可能なようですので、今言った中で、去年の借金が、対策債が、今年交付税に算入されているの。翌年1年で、その分は交付されるということですか。

○委員長（附田俊仁君） 財政課長。

○財政課長（金見勝弘君） お答えいたします。

1年ではないです。ただし、それが何年か、10年なのか15年という、その詳細の年次はちょっと今資料がないのでお答えできませんが、令和元年度のやつが令和2年度で一

気に入ってくるというものではございません。たしか10年か15年だったような記憶をしております。

以上でございます。

○委員長（附田俊仁君） よろしいですか。

○委員（岡村茂雄君） 分かりました。

○委員長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって、令和元年度七戸町一般会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

暫時休憩します。11時15分まで。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

○委員長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

次に、令和元年度七戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

242ページから253ページまでの歳入全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（附田俊仁君） 歳出に入ります。

254ページから269ページまでの歳出全般にわたり、発言を許します。

10番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 歳入歳出差引残高が2,591万円と、こうなっています。

伺います。歳入歳出の差引残高が2,500万円となっているのですが、これを基金に繰り入れるということになるのですが、基金残高はどれぐらいになっていますか。

○委員長（附田俊仁君） 町民課長。

○町民課長（原子保幸君） お答えいたします。

基金の現在積立て合計額でございますが、1億1,184万3,850円でございます。

○委員長（附田俊仁君） 10番委員。

○委員（佐々木寿夫君） この1億の国保の積立金というのは、基金というのは、これはどういうふうにする予定ですか。

○委員長（附田俊仁君） 町民課長。

○町民課長（原子保幸君） お答えいたします。

この基金の使い道でございますが、国保の医療費等が増加した場合でございますけれども、県の負担金がございます。その負担金も上がることとなりますが、仮にその負担金が不足になった場合、不足分を補填するための基金でございます。

以上でございます。

○委員長（附田俊仁君） 10番委員。

○委員（佐々木寿夫君） この基金の積立ての目標というものはあるのですか。

○委員長（附田俊仁君） 町民課長。

○町民課長（原子保幸君） 目標というものはございません。毎年の差引き増減というものは想定できるものではございませんので、目標というものはありません。

○委員長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（附田俊仁君） 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって、令和元年度七戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、令和元年度七戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

282ページから291ページまでの歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって、令和元年度七戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、令和元年度七戸町介護保険特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

302ページから339ページまでの歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって、令和元年度七戸町介護保険特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、令和元年度七戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

352ページから357ページまでの歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって、令和元年度七戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、令和元年度七戸町七戸霊園事業特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

370ページから375ページまでの歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって、令和元年度七戸町七戸霊園事業特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、令和元年度七戸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

390ページから399ページまでの歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって、令和元年度七戸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、令和元年度七戸町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

414ページから421ページまでの歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって、令和元年度七戸町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、令和元年度七戸町水道事業会計決算書の審査に入ります。

これより、質疑に入ります。

430ページから440ページまでの決算全般にわたり、発言を許します。

10番委員。

○委員(佐々木寿夫君) 431ページの水道事業の収益に関連して、七戸の水道の有収率は、これで示されているのですが、有収率のここ5年の変化は、大体どういうふうになっていますか。

○委員長(附田俊仁君) 上下水道課長。

○上下水道課長(仁和圭昭君) お答えします。

いわゆる有収率でございますけれども、作った水の量と使用になった水の量の比率ということで、高いほど効率的、効果的であるということでございます。

町の有収率過去5か年の、今年度含めた5か年の状況でございますけれども、平成27年度が67.4%、平成28年度が65.2%、平成29年度が66.6%、平成30年度が67.9%、今年度が67.8%、過去5か年の平均有収率でございますけれども、67%となっております。

以上でございます。

○委員長(附田俊仁君) 10番委員。

○委員(佐々木寿夫君) 大体66%から67%ぐらいになっているのですが、別の言い方をすると30%以上は収入の入っていない水ということになるのですが、有収率を向上

させるために町は今どういう取組をしていますか。

○委員長（附田俊仁君） 上下水道課長。

○上下水道課長（仁和圭昭君） お答えします。

有収率低下の最大要因、御指摘のとおり、水道管から送った水が蛇口まで届かない状態である、いわゆる漏水が最大の要因であると考えております。その有収率向上に向けた取組でございますけれども、やはり計画的な老朽管の配水管更新、布設替工事の実施が必要かと思っております。今年度におきましても、石綿管等の布設替工事を実施しておりますけれども、今後とも道路改良、下水道工事等と併せて計画的に更新工事を進めていきたいと考えております。

また、今年度より配水管の漏水発生箇所に対しては、地中探査業務等を点的に実施しております。これにより、漏水箇所の即時修繕対応を図っている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって、令和元年度七戸町水道事業会計決算書の質疑を終結します。

それでは、議案第80号全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって、議案第80号令和元年度七戸町各会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（附田俊仁君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案80号令和元年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上をもって、本委員会に審査付託されました事件は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本委員会の報告書の作成等は、委員長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（附田俊仁君） 御異議がありませんので、報告書の作成等は委員長一任に決定

いたしました。

これをもって、決算審査特別委員会を閉会いたします。

以上で、私の職務は終わりました。

御協力、誠にありがとうございました。

閉会 午前11時26分

以上の会議録は、事務局長天間孝栄の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和2年9月10日

委員長